

# 県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

## 1 特定個人情報保護評価とは

### (1) 定義

特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）の漏洩などが発生するリスクとその影響を分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

### (2) 目的

マイナンバー制度の懸念（※）を踏まえた保護措置の一つで、行政自らが特定個人情報保護評価を実施し、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止と国民・住民の信頼の確保を目的としています。

※マイナンバー制度は、社会保障制度、税制、災害対策などの行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されていますが、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合などの懸念が示されてきました。

### (3) 特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報を取り扱う事務が対象です。
- 特定個人情報保護評価書には、特定個人情報を取り扱う事務ごとに、情報漏洩などのリスク分析、そのリスクの影響、それに対応するための措置や評価などを記載しています。

## 2 県民意見募集を行う理由

- 特定個人情報保護評価は、原則として5年ごとに実施します。
- 県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価は、前回令和2年5月行われており、令和7年5月に再評価の時期を迎えます。
- 再実施にあたり、対象人数が30万人以上の事務の評価（全項目評価）については、広く国民の意見を求めることとされていることから、県民意見募集を行うものです。

## 3 今後のスケジュール(予定)

<u>県民意見募集</u>	令和6年12月1日～令和6年12月31日
<u>岐阜県個人情報保護審査会への諮問</u>	令和7年1月ごろ
<u>個人情報保護委員会へ提出・公表</u>	令和7年5月ごろ